

平成 31 年 2 月 定例会

請願・陳情参考資料

(平成 31 年 2 月 13 日)

福祉保健部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
30年-31号 (30.11.29)	福祉保健	学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書の提出について 鳥取県学童保育連絡協議会 会長 杉本 正	<p>1 放課後児童クラブの支援員については、支援の単位ごとに2人以上とし、保育士、社会福祉士、高校卒業者等であつて2年以上児童福祉事業に従事したもの等でありかつ都道府県が行う研修の修了者であることが、児童福祉法及び省令において全国一律に「従うべき基準」として定められている。</p> <p>これに対し、中山間地や険地等を抱える地方においては支援員の確保が困難であること、児童の安心安全の確保を図りながら柔軟な運営も可能であることなどから、実施主体である市町村が地域の実情に応じて設定できる「参酌すべき基準」に改めるよう、これらの支援員配置基準及び資格基準の見直しを求め、全国知事会、全国市長会、全国町村長会が共同で地方分権改革に関する提案として国に対して提出し、その結果、市区町村が地域の実情に応じて設定できる「参酌すべき基準」に改めるとの方針を政府として決定されたものである。（平成30年12月25日閣議決定）</p> <p>2 これにより、高齢化等により基準を満たす支援員の確保が難しく、クラブの開設、ひいては存続も危うい状況を抱える地域においては、地域の実情に応じた運営で新設や拡充等が可能となったところである。</p> <p>3 なお、放課後児童クラブへの国の運営費補助については、国の平成29年度予算において40人規模のクラブを中心に国の運営費補助単価が大幅に引き上げられたほか、経験等に応じた処遇改善（最大3万円）が行われている。また、単県でも資格を持つ指導員に対する加算など処遇改善が実施できるよう予算措置を行っており、県ではこうした職員の処遇改善に関する事業を活用するよう市町村に対して働きかけている。</p>

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国に対して、学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書を提出すること。

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
31年-4号 (31.2.8)	福祉保健	いじめ・DV・虐待等の実態の把握に 係る相談チャネルの強化充実につい て 倉吉市 足羽 佑太	<p>【いじめ相談について】</p> <p>【現 状】</p> <p>いじめ相談の現状</p> <p>　　＜全国の状況＞ 9,072件（平成29年度）</p> <p>　　＜県内の状況＞ 258件（平成29年度）</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>※教育委員会の取組</p> <p>1 教育委員会においては、「いじめ110番」による電話相談やいじめ相談専用のメール相談の窓口を設置している他、子育てや発達、不登校、性的マイノリティに関する困り事など全般的な教育相談を受け付ける教育相談電話を設けて相談対応を実施している。</p> <p>平成30年度から県内公立中学校3校において、SNSを活用したいじめの通報システム（携帯電話あるいはスマートフォンからいじめ等について学校に通報するアプリ。匿名で通報できる。学校からの返信はできない。）を導入し、新たな相談窓口も開設した。</p> <p>2 相談窓口については、ホームページへの掲載や広報誌による啓発はもとより、県教育委員会や人権局及び児童相談所を含む関係機関等が開設しているいじめやいじめ以外の学校に関する相談、全般的な教育相談についての窓口を記載したクリアファイルを毎年、県内の全小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の全児童生徒に配布し、さらに、県内の全幼稚園、保育園、認定こども園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会、関係機関等には、いじめ相談電話やメール相談を含む教育相談窓口が記載してある「教育相談道しるべ」を配布している。</p> <p>また、いじめ問題について考える作品コンクール優秀作品やいじめ相談電話やメール相談窓口を記載した「明日へつなぐ心のカレンダー」も県内の全小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会、図書館、児童館、関係機関に配布している。</p>

【陳情の要旨】

いじめ・DV・虐待等について、子どもの命や人権を守るために、鳥取県として、相談窓口の存在のさらなる啓発や利用しやすい体制づくり（たとえばLINE相談など相談チャネルの強化・拡充）を行うこと。

			<p>※人権局の取組</p> <p>1 平成 24 年 9 月に人権局に「こどもいじめ相談窓口」を開設。平日開庁時は面接、電話、メール対応を行い、休日を含む閉庁時は、電話（外部委託）及びメール（回答は開庁時）での対応を実施している。（中部総合事務所及び西部総合事務所の人権相談窓口でも開庁時相談を受けている。）</p> <p>2 こどもいじめ人権相談件数（うちメール相談件数） 平成 29 年度 48 件（3 件）</p> <p>3 人権局のいじめ相談のページは、人権局のトップページに掲載している。</p> <p><DV・児童虐待について></p> <p>【現状】</p> <p>DV・児童虐待の現状</p> <p>(1) DVに関する相談</p> <p><全国の状況> 7,748 件（平成 30 年）</p> <p><県内の状況> 924 件（平成 29 年度）</p> <p>※全国の状況は、全国の警察が対応した件数</p> <p>※県内の状況は、県内の婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員設置市が対応した件数</p> <p>(2) 児童虐待の相談</p> <p><全国の状況> 133,778 件（速報値）</p> <p><県内の状況> 3,811 件（確定値）</p> <p>※平成 29 年度に児童相談所が受理した児童虐待の通告件数</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>※福祉保健部の取組</p> <p>1 DV の相談窓口としては、県内 3 か所の配偶者暴力相談支援センター及び各警察署（配偶者暴力相談支援センターではメール相談も可）で相談対応を実施している。</p> <p>また、児童虐待の相談窓口としては、各市町村、各児童相談所（メール相談も可）、児童家庭相談センター、各警察署、特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取（CAPTA）（メール相談も可）で相談対応を実施している。</p> <p>2 こうした相談窓口については、県のHPに掲載しているほか、DVにつ</p>
--	--	--	--

			<p>いては、女性に対する暴力をなくす運動の期間中（11月12日から2週間）に、児童虐待については、11月の児童虐待予防月間の期間中に、県政だより等による広報や県内3か所で街頭運動のキャンペーンを実施して、パンフレットの配布やポスターを掲示するなど、相談窓口の啓発に努めている。</p> <p>3 さらに、DV対応では、県が養成した「鳥取県DV予防啓発支援員」が高等学校や地域に出向いて、よりきめ細やかな予防のため研修を行い、少しでも相談窓口に繋がるよう努めているところである。</p> <p>今後とも、相談を必要とする方にとって相談しやすい窓口となるよう、効果的な啓発に努めていく。</p>
--	--	--	--